

## 南あわじ市入札参加資格者の準市内業者認定基準について

### 1. 定義

市内業者： 法人にあつては、市内に本社・本店(主たる営業所。建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた主たる営業所。以下「本店等」という。)を有する者をいいます。  
個人事業主にあつては、市内に住民票を置く者をいいます。

準市内業者：法人にあつては、市内に支店又は営業所(本店等以外のその他の営業所。建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた営業所。以下「支店等」という。)を有し、準市内業者認定基準を全て満たす者をいいます。

### 2. 準市内業者認定基準

準市内業者として認定するための基準は以下のとおりとします。

- (1) 市外の本店等から委任され、契約の見積り、入札、契約締結等に係る実態的な行為を行う市内の支店等であること。
- (2) 市内の支店等において、事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、所在を明らかにした看板、表札が表示され、営業所としての形態を整えていること。
- (3) 市内の支店等において、事務等を執り行える人的配置がなされていること。
- (4) 市内の支店等において、本市に法人設立届がされており、納付すべき法人市民税を含む市税に未納がないこと。(納付猶予等で市長の許可を得ている場合は除く)

### 3. 必要書類

準市内業者としての認定を受けようとする方は、令和5・6・7年度 入札参加資格審査申請時(令和5年1月頃を予定)に、次に掲げる書類をご提出ください。提出書類確認の結果、準市内業者として認定されない場合は、その旨ご連絡いたします。

- (1) 支店・営業所等の調書
- (2) 法人設立届確認承諾書

#### 4. 実態調査

準市内業者として認定された業者について、必要に応じ提出書類等の内容と現状との照合を行う、実態調査を実施することがあります。実態調査の結果、「2 準市内業者認定基準」の認定要件を満たしていると認められないときは、準市内業者としての認定を取り消すものとします。

#### 5. 入札等において市内業者扱いする者

入札等において市内業者扱いする対象は、次のとおりとします。

・建設業者以外：市内業者及び準市内業者を、入札等において市内業者として扱います。

・建設業者：市内業者及び準市内業者を、入札等において市内業者として扱います。ただし、準市内業者についてはさらに下記項目を満たしているか総合的に勘案し、入札参加者資格審査会(以下「審査会」という。)にて決定した者のみとします。

なお、審査会において決定を検討する中で、その他の資料提出を求めることがあります。

- ① 商業登記に支店等の記載がある。
- ② 支店等が建設業の許可取得後 10 年以上市内で営業している実績がある。

担当：南あわじ市総務企画部財務課 契約係

電話：0799-43-5210

FAX：0799-43-5310